

平成四年度

資料調査報告書 第二十集

旧河原町山手区有文書

鳥取県立博物館

序にかえて

資料調査報告書第二十集では、「旧河原町山手区有文書」について報告・紹介することとした。

河原町山手地区は、鳥取市近郊の農村地帯にある。ここに報告する文書は、山手地区公民館に長らく保管され、平成二年十二月、山手区より当館に御寄贈いただいたものである。文書は、土地制度に関するものが多く、しかも江戸時代前期から明治初年まで全時期にわたって残っており、その変遷をうかがう上で、貴重な資料である。本報告書の刊行によって、この貴重な資料が利用され、地域の歴史研究が一層進展することを期待したい。

末尾ながら、資料を御寄贈いただいた山手区の方々に厚く感謝申し上げる次第である。

平成五年三月三十一日

鳥取県立博物館長

國岡靖夫

目次

序にかえて	1
目次	1
I 旧河原町山手区有文書目録	2
II 解題	8
1、山手村について	
2、山手区有文書について	
III 主要資料釈文	11
あとがき	22

I 旧河原町山手区有文書目録

番号	資料名	作成者・請取人	年代	形態	数量
1	八上郡山手村御図帳			縦帳	一冊
2	八上郡山手村開御改帳	伊藤与一右衛門・伊藤六大夫	貞享五年七月十日	縦帳	一冊
3	地平シ新開之内出	宝永三年十一月	正徳元年七月	縦帳	一冊
4	山手村新開改帳		正徳二年十月	縦帳	一冊
5	山手村畑田成帳面		正徳二年十月	縦帳	一冊
6	山手村畑田間高帳		寛延四年二月二十五日	縦帳	一冊
7	伊藤様御改・地平シ別帳書出シ帳		寛延四年三月十八日	縦帳	一冊
8	地平シ別帳・年々新開写シ帳	庄屋 源二郎	宝暦四年十一月	縦帳	一冊
9	惣作定米人別帳	庄屋 新次郎	文政三年暮	縦帳	一冊
10	山手村惣作宛口帳		寛延四年十一月十九日	縦帳	一冊
11	惣作分年貢割符帳	庄屋 德次郎	明和四年五月	縦帳	一冊
12	山手村古地畑方帳	庄屋 德次郎	明和四年五月	縦帳	一冊
13	山手村古地畑田成間出高帳	庄屋 德次郎	明和四年五月	縦帳	一冊
14	山手村古開別帳年々井手引帳	德次郎	明和四年五月	縦帳	一冊
15	山手村永荒物成引荒帳	庄屋 德次郎	明和四年五月	縦帳	一冊
16	山手村御改出物成帳		明和四年九月	縦帳	一冊
17	山手村野取帳		明和四年九月	縦帳	一冊

18	山手村畑田開方御改帳	庄屋 德次郎	明和五年八月	縦帳	一冊
19	山手村亥御改出物成帳	庄屋 德次郎	明和五年八月	縦帳	一冊
20	山手村井手下荒帳控	庄屋 德次郎	明和六年六月	縦帳	一冊
21	山手村井手下荒帳	庄屋 德次郎	明和六年六月	縦帳	一冊
22	山手村水門願帳控	庄屋 德次郎	明和七年十月十日	縦帳	一冊
23	山手村開方御改帳		寛政四年四月	縦帳	一冊
24	山手村開方(御改帳)		寛政四年六月	縦帳	一冊
25	山手村荒御改帳控	庄屋 九郎右工門	寛政四年七月	縦帳	一冊
26	山手村惣作割帳	庄屋 弥助	寛政拾一年三月	縦帳	一冊
27	山手村惣作御年貢帳	庄屋 与三左工門	寛政元年四月	縦帳	一冊
28	山手村惣作割帳	庄屋 五兵衛	文政九年二月	縦帳	一冊
29	神々様願帳		文化三年十一月	縦帳	一冊
30	柳御裁米払ニ附四外欠仕入用附	庄屋 助右工門・年寄	文化五年十二月	縦帳	一冊
31	山手村谷川堰帳		文化十年四月	縦帳	一冊
32	山手村植松御拝借米帳	庄屋 忠八・年寄連名	文化十三年二月	縦帳	一冊
33	山手村内林子直改帳		(文政四年)	縦帳	一冊
34	御藏井上様田高拔出シ帳		文政四年十二月	縦帳	一冊
35	新井手堅メ帳 (山手) 村中		文政六年八月	縦帳	一冊
36	山手村地井手堰堤御改帳	高津原村庄屋 義左工門	文政六年九月	縦帳	一冊

37	山手村畑田成新井手敷地御改帳	高津原村庄屋 喜七郎	文政六年十月	縦帳	一冊
38	山手村平し当毛荒御改帳	庄屋 五兵衛	有田茂右工門	縦帳	一冊
39	山手村井手敷荒野取帳		文政七年八月	縦帳	一冊
40	山手村堤堀添え并ニ新井手敷荒改帳	庄屋 権左工門	文政十年六月	縦帳	一冊
41	山手村さし谷堤堀添へ并新井手敷荒野取帳		文政十年六月	縦帳	一冊
42	八上郡山手村当毛荒御損米帳	庄屋 権左工門	上田半兵衛宛	縦帳	一冊
43	山手村畑田成り并減開書上帳		文政十年六月	縦帳	一冊
44	村中米払ニ附堅メ帳	村中	文政十年八月	縦帳	一冊
45	八上郡山手村植物御改帳書上ひかへ	庄屋 権左工門	天保二年十月	縦帳	一冊
46	山手村はけ山植松改帳	庄屋 五兵衛	小沢休次郎宛	縦帳	一冊
47	山手村諸締り合堅帳	村中	天保三年正月	縦帳	一冊
48	山手村締合堅メ帳	村中	嘉永五年五月	縦帳	一冊
49	山手村畑田成間高別取立帳控	庄屋 権左工門	天保三年六月	縦帳	一冊
50	山手村畑田成上納帳ひかへ	庄屋 権左工門	天保十年八月	縦帳	一冊
51	山手村畑田成間高別取立帳控	庄屋 五兵衛	天保十三年六月	縦帳	一冊
52	山手村畑田成間出高上納名寄帳		天保十三年十二月	縦帳	一冊

53	山手村畑田成名寄帳		天保三年六月	縦帳	一冊	
54	山手村畑田成帳		天保三年六月	縦帳	一冊	
55	山手村三年賦取立御上納帳		天保八年十二月	縦帳	一冊	
56	山手村三年賦入別帳上りひかへ		天保八年三月	縦帳	一冊	
57	山手村皆無同様帳上りひかへ		天保八年三月	縦帳	一冊	
58	山手村畑田成追年限御願帳	庄屋 五兵衛・年寄・年行	天保十三年七月	縦帳	一冊	
59	山手村御藏・御給所御高竈数帳	庄屋 五兵衛・年寄連名	三木五郎左工門	市村覚兵衛宛	縦帳	一冊
60	山手村畑田成手懸ケ願書出帳	山手村庄屋 五平	天保十四年三月	縦帳	一冊	
61	八上郡山手村畑田開方御改帳	改入米岡村 源右衛門	天保十四年八月	縦帳	一冊	
62	八上郡山手村畑田畑荒方御改帳	改入米岡村 源右衛門	天保十四年九月	縦帳	一冊	
63	八上郡山手村文化八末御下札表御高物成増減差別帳	改入米岡村 源右衛門	天保十四年九月	縦帳	一冊	
64	八上郡山手村当毛荒御損米帳	改入米岡村 源右衛門	天保十四年九月	縦帳	一冊	

65	八上郡山手村堤敷・山成荒願帳 改入米岡村 源右衛門・ 山手村 権左衛門・庄屋・年寄・年行司 三木五郎左 衛門宛 天保十四年九月 堅帳 一冊
66	八上郡山手村堤敷井手敷物成引願帳 改入米岡村 源右衛 門・山手村 権左衛門・庄屋・年寄・年行司 三木五 郎左衛門宛 天保十四年九月 堅帳 一冊
67	八上郡山手村畑田成間高三ツ免御敷辻帳 庄屋 五兵衛・ 年寄・年行司 三木五郎左衛門宛 弘化二年八月 堅帳 一冊
68	八上郡山手村御下ヶ札帳 庄屋 五兵衛・年寄 宇兵衛 三木安次郎宛 弘化四年二月 堅帳 一冊
69	山手村御借米御田地付帳 庄屋 六兵衛・年寄・年行 司 嘉永四年三月 堅帳 一冊
70	山手村御田地付御救貸付帳 天保十一年十二月 堅帳 一冊
71	山手村御救米御田地附人別帳 庄屋 権左衛門 天保五年三月 堅帳 一冊
72	山手村傍示ちくの谷郷原村平治右エ門分御救米御田地 附帳 郷原村庄屋 太郎左エ門・山手村庄屋 権左エ門 天保四年正月 堅帳 一冊
73	八上郡山手村御救米御借被遣人別帳上り帳控へ 庄屋 六兵衛・年寄・年行司 三木安次郎・谷本治右 エ門宛 嘉永四年二月 堅帳 一冊
74	八上郡山手村御救米御借被遣人別帳村儀定帳控へ 村中 嘉永四年二月 堅帳 一冊
75	八上郡山手村難没入御借借人別帳 庄屋 六兵衛・年寄・ 年行司 岸本甚右エ門宛 嘉永五年正月 堅帳 一冊
87	八上郡山手村御上作廻田畑之内以前より之入百姓割賦 仕出帳 改入井古村 勘兵衛・稲常村 甚次郎・庄屋・年 寄・年行司 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年三月 堅帳 一冊
88	八上郡山手村御上作廻田畑之内新規入百姓之割賦仕出 帳 改入井古村 勘兵衛・稲常村 甚次郎・庄屋・年寄・ 年行司 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年三月 堅帳 一冊
89	八上郡山手村御割賦田畑宛口御年貢差引帳 筆算方下船岡村 清兵衛・和奈見村 勘三郎・山手村 豊三郎・ 庄屋・年寄・年行司 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年七月 堅帳 一冊
90	八上郡山手村屋敷帳 筆算方下船岡村 清兵衛・和奈見村 勘 三郎・山手村 豊三郎・庄屋・年寄・年行司 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年七月 堅帳 一冊
91	八上郡山手村本免差引帳より屋敷帳ニ廻帳 安政四年十月 堅帳 一冊
92	八上郡山手村当毛荒場宛口懸組差別帳 筆算方下船岡村 清兵衛・和奈見村 勘三郎・山手村 豊三郎・ 庄屋・年寄・年行司 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年七月 堅帳 一冊
93	八上郡山手村荒方差引帳控 安政四年七月 堅帳 一冊
94	山手村丸荒当毛荒之部 筆算方下船岡村 清兵衛・和奈見村 勘三郎・山手村 豊三郎・ 庄屋・年寄・年行司 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年七月 堅帳 一冊

76	八上郡山手村当毛荒御願帳 庄屋 六兵衛 岸本甚右エ 門宛 嘉永七年八月 堅帳 一冊
77	八上郡山手村水無し御達帳 庄屋 豊三郎 安藤仁兵衛 宛 安政二年五月 堅帳 一冊
78	山手村松田様・田淵様・野間様・伴様御高人別帳 安政二年七月 堅帳 一冊
79	八上郡山手村締合書上帳 庄屋 豊三郎・年寄・組頭 三木安次郎・安藤仁兵衛・谷本治右衛門宛 安政二年八月 堅帳 一冊
80	八上郡山手村田畑宛口米帳 庄屋 豊三郎・年寄・年行 司 三木安次郎・安藤仁兵衛・谷本治右衛門宛 安政二年十一月 堅帳 一冊
81	八上郡山手村水無し御達帳 庄屋 豊三郎 安藤仁兵衛 宛 安政三年五月 堅帳 一冊
82	八上郡山手村御上作廻田畑之内下地物成仕出分宛口米 取調帳 庄屋 豊三郎・年寄 宇兵衛 三木安次郎・安 藤仁兵衛宛 安政三年十月 堅帳 一冊
83	八上郡山手村田畑人別手離一札帳 安政三年八月 堅帳 一冊
84	八上郡山手村御上作廻田畑割賦仕出帳村控 安政四年三月 堅帳 一冊
85	八上郡福和田村御上作廻田畑割賦仕出シ帳 安政四年四月 堅帳 一冊
86	八上郡山手村御上作廻御田地村惣取調帳 改入井古村 勘兵衛・稲常村 甚次郎・庄屋 豊三郎・年寄・ 年行司 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年三月 堅帳 一冊
95	平免帳三冊の式(八上郡山手村本免田畑宛口御年貢差 引帳) 筆算方下船岡村 清兵衛・和奈見村 勘三郎・ 山手村 豊三郎・庄屋・年寄・年行司 三木安次郎・ 安藤仁兵衛宛 安政四年八月 堅帳 一冊
96	八上郡山手村(本免田畑宛口御年貢差引帳他写) 安藤仁兵衛宛 安政四年八月 堅帳 一冊
97	八上郡山手村自分田成宛口帳 筆算方三名・庄屋・年 寄・年行事 三木安次郎・安藤仁兵衛宛 安政四年八月 堅帳 一冊
98	八上郡山手村入百姓御年貢不足難没没帳村ひかえ 安政五年三月 堅帳 一冊
99	八上郡山手村新加損割方改帳 改入小畑村 伊右衛門・ 土師吉井村 儀兵衛・庄屋 宇兵衛・年寄・組頭 安藤仁兵衛宛 安政五年六月 堅帳 一冊
100	八上郡山手村御割賦田之内森谷分御加損方改帳 改入二名・庄屋・年寄・組頭 安藤仁兵衛宛 安政五年六月 堅帳 一冊
101	八上郡山手村御割賦田之内森谷分宛口御年貢差引帳 改入二名・庄屋・年寄・組頭 安政五年六月 堅帳 一冊
102	八上郡山手村田畑名寄帳 安政五年十一月 堅帳 一冊
103	八上郡山手村田自分荒書上帳控 山手村組頭 幸左エ門 嘉兵衛宛 安政五年十一月 堅帳 一冊
104	山手村締合堅帳 村中 安政七年二月 堅帳 一冊

- 105 八上郡山手村当毛荒場下改野取帳 改入郷原村安六・米岡村 源右衛門・山手村 組頭・小頭 谷本甚次郎宛 安政七年閏三月 堅帳 一冊
- 106 八上郡山手村当毛荒御損米取調帳 改入長瀬村 宜右衛門・稲常村儀右衛門・庄屋 郷原村安六 谷本甚次郎宛 万延元年七月 堅帳 一冊
- 107 八上郡山手村新御加損三付下免分当改本免直り取調帳 改入二名・庄屋 郷原村安六 谷本甚次郎宛 万延元年七月 堅帳 一冊
- 108 八上郡山手村御下札表下免分当改免上取調帳 改入二名・庄屋 郷原村安六 谷本甚次郎宛 万延元年七月 堅帳 一冊
- 109 八上郡山手村天保改以後畑田成御改帳 改入二名・庄屋 郷原村安六 谷本甚次郎宛 万延元年八月 堅帳 一冊
- 110 八上郡山手村当西別取立上納帳 改入下船岡村 新右衛門・庄屋 佐平次・組頭・小頭 谷本甚次郎宛 文久元年九月 堅帳 一冊
- 111 山手村免上り出物成人別取立帳 庄屋 佐平治 文久元年十一月 堅帳 一冊
- 112 山手村畑田成別取立物成人別取立帳 庄屋 佐平治 文久元年十一月 堅帳 一冊
- 113 山手村畑田成荒畑高人別取分ヶ帳 庄屋 佐平治 文久元年十一月 堅帳 一冊
- 124 八上郡山手村御割賦田之内極難渡地所式字下森谷追御加損割方帳 庄屋 佐平治 小嶋喜一郎宛 元治元年十二月 堅帳 一冊
- 125 八上郡山手村増御加損割方改帳 改入上門尾村 弥四郎・下坂村 庄七・庄屋・組頭助 小嶋喜一郎宛 文久元年十二月 堅帳 一冊
- 126 八上郡山手村御割賦田之内追御加損割方帳 改入下船岡村 新右衛門・那家村 清兵衛・庄屋・組頭・小頭 谷本甚次郎宛 文久二年三月 堅帳 一冊
- 127 八上郡山手村締合儀定書上帳 庄屋 喜平治・小頭四名 岸本專治郎宛 明治二年十月 堅帳 一冊
- 128 八上郡山手村御救米人別書上帳控 庄屋 喜平治 安藤仁平宛 明治三年三月 堅帳 一冊
- 129 八上郡山手村御救米人別渡し帳控 庄屋 佐平治 岸本專次郎宛 明治二年二月 堅帳 一冊
- 130 八上郡山手村御救米人別渡帳控 庄屋 佐平治 岸本專次郎宛 明治二年正月 堅帳 一冊
- 131 八上郡山手村難渡入下三段御救米人別書上帳控 庄屋 喜平次 安藤仁平宛 明治三年三月 堅帳 一冊
- 132 八上郡山手村御改正組合帳控 庄屋 喜平治 安藤仁平宛 明治三年四月 堅帳 一冊
- 133 八上郡山手村当毛荒御損米帳 庄屋 喜平次 安藤仁平宛 明治三年八月 堅帳 一冊
- 134 八上郡山手村寅山崩当毛荒御損米帳 庄屋 喜平次 安藤仁平宛 明治三年八月 堅帳 一冊

- 114 山手村締合儀定書上ヶ帳 庄屋 佐平治・組頭助・小頭 磯野仙助宛 文久二年三月 堅帳 一冊
- 115 八上郡山手村御趣向ニ付物成引差別帳 改入米岡村 源右衛門・下船岡村 新右衛門・庄屋・組頭・小頭 谷本甚次郎宛 文久二年四月 堅帳 一冊
- 116 八上郡山手村御趣向ニ付当毛荒指別帳 改入二名・庄屋・組頭・小頭 谷本甚次郎宛 文久二年四月 堅帳 一冊
- 117 八上郡山手村御趣向ニ付永荒差別帳 改入二名・庄屋・組頭・小頭 谷本甚次郎宛 文久二年四月 堅帳 一冊
- 118 八上郡山手村当毛荒之内手離御作場御損米帳 改入二名・庄屋・組頭・小頭 谷本甚次郎宛 文久二年四月 堅帳 一冊
- 119 八上郡山手村当毛荒御損米帳 改入二名・庄屋・組頭 谷本甚次郎宛 文久二年四月 堅帳 一冊
- 120 八上郡山手村御趣向ニ付不入御下札物成引指別帳 改入二名・庄屋・組頭・小頭 谷本甚次郎宛 文久二年四月 堅帳 一冊
- 121 八上郡山手村御趣向ニ付草木生之荒場所当成より元土免上納之内三分壹村開帳 改入二名・庄屋・組頭 谷本甚次郎宛 文久二年八月 堅帳 一冊
- 122 山手村十八字堤谷新堤願諸人用書上帳 庄屋 佐平治 西村孫治郎宛 文久二年八月 堅帳 一冊
- 123 八上郡山手村新堤敷地荒御願帳村控 庄屋 佐平治・組頭 小嶋喜一郎宛 元治元年八月 堅帳 一冊

- 135 八上郡山手村堤敷当毛荒御損米帳 庄屋 喜平治 安藤仁平宛 明治三年八月 堅帳 一冊
- 136 山手村名寄人別免割帳 明治三年九月 堅帳 一冊
- 137 八上郡山手村家別等級帳 庄屋三谷村 吉三郎・山手村組頭 又平 安藤仁平宛 明治三年閏十月 堅帳 一冊
- 138 櫛苗渡手形(八上郡山手村分)宮城権左衛門 八上郡 川原村宛 午三月 一紙 一枚

II 解 題

1、山手村について

この文書群を伝えている八頭郡河原町山手区は、鳥取県東部を北流する千代川とその支流八東川によって形成された国中平野のほぼ中央に位置し、河原町の中心である河原から東に約二キロメートル、鳥取市街地まで約一〇キロメートルの地点にある。近世には、因幡国八上郡の内、東構に属し、明治五（一八七二）年、三谷・郷原と共に鳥取県第三十六区、翌年第六大区小三区、明治二二（一八八九）年、郷原・三谷・釜口・高福・徳吉・今在家・片山と共に国英村の大字となり、地内に役場が置かれた。役場は昭和三〇年に合併により河原町となるまで存続した。また、明治六年には山手小学校が開設されており、以後改称や校区の変遷はあるものの、昭和四八年まで地内に小学校があった。以上のように、山手区は周辺地域の政治・文教の中心地であった。

藩政期の村高は、拝領高四九九石余、元禄郷村帳五六九石余、天保郷帳五八二石余、本免は四・八。家数は、支村加賀瀬を含め、宝暦一（一七六一）年で三三軒（巡見使案内懐中鑑）、寛政期には三〇軒（因幡志）、安政五（一八五八）年で三九軒（村々生高竈数取調帳）、明治一五年四八軒（八頭郡誌）で、現在は山手・上山手・加賀瀬の三集落に分かれ、計五五戸・人口二四八八人（平成五年三月一日）となっている。

主たる生業は農業で、米・麦などが主要な産物であったが、現在では他の近隣集落と同様、兼業化がすすみ、町内や鳥取市に通勤する人が多くなっている。

地内の三木家は、元文二（一七三七）年から八上郡宗旨庄屋、後に大

庄屋を勤め、その後も嘉永期までしばしば大庄屋を勤めている。

2、山手区有文書について

山手区有文書は、総点数一三八点の内ほとんどが、帳面の形態をとったもので、一紙の形態の資料は全く残されていない。また、ほとんどの資料には、その表紙に朱および墨で番号が記されており、かつて何度か整理が行われていることを示している。整理が行われたのはかなり以前で、おそらく明治期であると思われるが、本来村文書として保存されるべき年貢免状や諸願書類などが、形態が帳面でないために、廃棄された可能性が高い。そのため、例えば資料22「山手村水門願帳」のような願書類は、他にも数多くあったものと思われるが、一紙文書の形態をとっていた資料は本資料中に残らず、帳面の形態をとっていた資料が幸いにして残されたのであろう。したがって、本資料からは、村文書の全貌をつかむことはできない。しかし、資料の作製年代は、江戸時代初期のもので推定される御図帳から、明治三年の文書までが含まれており、幕末期のものがそのほとんどであるとしても、ほぼ近世を通じて資料が残されている。

帳面類のみが残されたという特色から、資料の内容は土地や年貢に関する台帳・帳簿類が多くを占めている。まず、土地台帳である検地帳・開改帳について触れる。

資料1「八上郡山手村御図帳」は、製作年代の記載はないが、書体や記載の内容から江戸時代前期、おそらく寛永一〇（一六三三）年の地誌帳か、あるいはその写しと見られる。表紙には「八上郡山手村御図帳」とあるが、これは本文の筆と異なっており後筆である。記載は、田方と

畑方に分けて、田畑の一筆ごとにそれぞれ字・田畑の等級（上田・下畑など）・縦横の間数・面積・名請人を記載している。田・畑それぞれの末尾には各等級ごとの面積の計と総計が記され、田方・畑方の総計はそれぞれ二七町九反六畝二分、八町三畝一分である。名請人部分には全体に貼紙がなされ、名請人の他に朱で字・番号が記されている。この貼紙は天保期の田畑地統帳作製に関わるものと推測されるが、正確にはよくわからない。この御図帳の特色は、石高の記載が全く見られないことである。鳥取藩の各村では、近世を通じて基本となったのは元和四（一六八八）年の検地帳かまたは寛永一〇年の地誌帳であり、山手村が属する八上郡では、寛永のものを用いている場合が多いことから、先に記したように推定した。

資料2「八上郡山手村開御改帳」は、「貞享五年辰ノ七月日」と表紙にあり、記載内容は先の御図帳と同様であるが、田畑それぞれの総面積の後に高が記されている。名請人の部分に貼紙がなされ、名請人等が記されていることは同様である。ただし、一筆ごとの記載の肩に「卯」の文字があり、実際に検地が行われたのは、前年の卯年か。この開改帳に記された田畑は合計三反二畝余、高にして二石五斗余ほどである。末尾には、「貞享五年七月十日」「伊藤与一右衛門（書判）伊藤六大夫（書判）」とあり、一六八八年に作製されたものである。この資料から見ると、山手村では、近世前期には大きな新田開発は行われていないようである。

その後、開改はしばしば行われており、3宝永三（一七〇六）年、4正徳元（一七二二）年、7・8寛延四（一七五二）年（ただし7は2・3を写したものの）、18明和五（一七六八）年、23・24寛政四（一七九二）年、61天保一四（一八四三）年のものが残されている。

土地関係の帳面には、その他に、畑から田に転換された土地を改めた

「畑田成帳面」「畑田間高帳」（5・6・13・54など）、井手を造ったためとその井手敷きとなった部分を改めた「井手下荒帳」（20・21・36・37・40など）、かつて田畑であったところが荒廃して收穫が得られない土地を改めた「荒御改帳」（15・25・38など）がある。以上のような土地関係の帳面は、ほとんど同時に作製され、明和四・五・六（一七六七・八・九）年、寛政四（一九七二）年、文政六・七（一八三三・四）年、文政一〇（一八二七）年、天保三（一八三二）年、天保一四（一八四三）年のものがままとまっている。

それ以後の安政から文久期のものは、鳥取藩の安政改革に伴う宛口米調査及び宛口微細帳作製、さらにその後の新たな仕法に関わるものである。鳥取藩の安政改革期の諸制度については、『鳥取藩史』に詳述されているが、その主要なものは、安政二（一八五五）年の田畑宛口米帳の作製、同四年の宛口微細帳一〇種の作製である。鳥取藩では、すでに天保期に藩内全村で、田畑地統帳・地統字限絵図・地統全図を作製し、土地それ自体についての把握を終えていたが（山手区有文書にはこれらの資料は残されていないが、その際に附属して作製されたと思われる資料60-66がある）、安政改革では、土地に関わる年貢・地利米（小作料）を合わせた宛口米を調査して耕作条件を明らかにし、その結果をもとに年貢を減額する加損米を割り替え、また八百姓に土地の耕作を行わせようとした。それらが、80-101の一連の資料である。

このうち、80「八上郡山手村田畑宛口米帳」は、表紙に表題と「安政二年卯十一月」「大庄屋安藤仁兵衛権」とあり、また、朱で「村控」とある。表紙裏には「当村宛口米帳再調之儀、私引請重々入念相認メ候ニ付、相違無御座候。以上、御改正方下見廻り役 伝十郎」とある。本文は、田畑屋敷一筆ごとの宛口米の高を計三五の人数ごとにまとめて記載

する。ただし、各人別ごとの総計はない。末尾には「右之通、宛口米入念取調候段、相違無御座候。以上。」とあり、年月日を記し、山手村の年行事・年寄・庄屋が、三木安次郎以下三名の郡役人に提出した体裁をとっている。

山手村では、この宛口米帳により、その後条件の悪い土地を収公して入百姓に与えて耕作させているが、その関係の文書が82・89である。また、加損米の割り替え関係の資料が99・101・107である。

さらに文久二（一八六二）年に、山手村では「耕作御趣向」と称する改革が行われている。これは、安政改革期のような藩内一律のものでないよう、藩の法令等には確認できない仕法である。おそらく山手村単独か、あるいは周辺の村々についてのみ行われたもので、したがってその仕法の正確な内容はよくわからないが、関係の115・121から推察すると、悪田を指定し村の管理とし、その土地に稈（わら）を作り肥料用などの目的に使用したものであろう。その耕作場とそれによる損米を書き上げたものが、先の資料である。

明治三（一八七〇）年に鳥取藩では、藩制改革に伴って詳細な改が行われているが、資料の中には土地台帳に類するものは見えず、「名寄人別免割帳」等が残る。

次に、本資料の特色の一つである「村儀定」について触れる。村儀定には、井手や米払い・御救米のような特定の事項についてのもの（35・47・74）と、生活や風俗全般について定めた「縮合堅帳」「縮合儀定」などと称するもの（47・48・79・104・114・127）がある。これらのうち主なものは、釈文を掲げた。「縮合」に関わるものは、藩の指導もあって幕末期にさかんに作られているが、山手村では、簡単ではあるが村独自で作成したと思われるものがあり、当時の農民の意識を窺う上で興味深い

III 主要資料釈文

1、八上郡山手村御図帳

（表紙後補）

八上郡山手村御図帳

田方	拾九間四尺	壹反式畝廿七步	助七
	十九間四尺		
同所	二畝間四尺	五畝廿三歩	同人
	八間		
	（中略）		

上田合拾五町貳反九畝廿三分半
 中田合七町四反九畝廿三分半
 下田合四町四畝廿三歩
 下々田合壹町六畝廿九分
 開印下々田合五畝拾貳歩
 田数合貳拾七町九反六畝廿一分

い資料である。

さらに、村民の構成を知る上で貴重な資料に137の「家別等級帳」がある。明治三年のもので、各家ごとの持高と等級を書き上げたものである。等級は、上中下の三段階をさらに上中下に分け、さらにそれぞれを甲乙丙に分ける。無級を含め二八の等級となるが、末尾に各等級ごとの軒数がまとめられている。それによれば、山手村の三〇軒のうち、上一軒、中一六軒、下一二軒、無級一軒である。また、このような等級には分類されていないが、先に記した宛口米帳（80）や名寄帳（102）・名寄人別免割帳（136）からも、その持高から村民の構成が窺える。

また、山手村は四名の藩士の給所となっているが、59「御蔵御給所御高竈数帳」は、各給人ごとにそれぞれ株庄屋と株内の農民を定め、書き上げている。78「松田様・田淵様・野間様・伴様御高人別帳」も、給人ごとに株内の農民とその高を田・畑それぞれに分けて記載している。鳥取藩では、地方知行制が形骸化しながらも廃藩まで存続した。しかし、その実態については不明な点が多い。その点で、この資料は給人と給所の関係を窺える好資料である。

その他に、水門の建設願い（22）、堤・井手の建設による年貢減免願い（65・66・123）、入百姓の年貢減免願い（98）のような願書類があるが、これは先に述べたように帳面の形態をとっていたため残されたものと思われ、点数は少ない。また、29「神々様宛帳」は、氏神の直会の際に用いられる宛を贈りした際の経費および村民の提供した米の量を書き上げている。

以上、資料の概要について簡単に紹介したが、個々の資料についての詳しい分析は今後の課題としたい。

田方

廿五間 三畝拾歩 小右エ門
 四間
 卅間 壹反
 下々 十間 郷原ノ新左エ門

（中略）

上畠合五町壹反四畝廿八歩
 中畠合壹町三反七畝
 下畠合壹町四畝廿五分
 下々畠合貳反八畝五分
 印下畠合三畝拾四分
 開印下々畠合五畝拾五分
 屋敷合八畝廿六歩半
 畠数合八町三畝壹分

2、八上郡山手村開御改帳

（表紙）

貞享五年
 八上郡山手村開御改帳
 辰ノ
 七月日

（朱）「十三字上若密巻」
 畑巻 壹畝三分 治三郎
 貳畝七分 喜左エ門
 （朱）「同式」
 二 郷原村 儀兵衛

卯
さいの木
一 下田 三間 ⑥六歩 ⑦源四郎
式間
卯 同所
一 下田 六間半 ⑥六歩半 ⑦
老間
(中略)

⑧	廿九字中河原甘門
⑨	安次郎
⑩	同廿五
⑪	同人

貼紙

中畑畝合七畝貳拾三步 ⑧
高六斗九外九合 ⑨
下畑畝合貳式貳拾七步 ⑩
高老石四斗六外三合 ⑪
下々畑合貳拾三步 ⑫
高三外八合 ⑬
畑畝合貳反九畝拾參歩 ⑭
高合貳石貳斗 ⑮
田畑惣合三反貳畝壹歩半 ⑯
高惣合貳石五斗九外四合 ⑰
内
⑱ 老石八外三合 ⑲
⑳ 貳斗八外 ㉑
給人改元高引
貞享四年卯ノ歲下ケ札ニ
入大庄屋開改元高引
残老石貳斗三外壹合 ㉒
内新畑高老石壹斗壹外七合 ㉓

貞享五年
七月十日
伊藤与一右衛門 (書判)
伊藤六大夫 (書判)
(裏表紙)
紙数八枚上紙

22、山手村水門願帳
(表紙)
明和七年 ひかへ
山手村水門願帳
寅
十月十日

一、まふち水門長壹間半、横式尺五寸上り六寸、土樋ふた共に年々破損仕水通り不申候ニ付、此度新樋ニ被為 仰付被為遣候様ニ奉願上候。以上。

明和七年 庄屋 徳次郎
寅十月十日
松尾又左エ門様

29、神々様椀帳

(表紙)
文化三年
神々様椀帳
寅ノ十一月

一、貳拾四匁 椀十人前代
一、壹分五厘 俵壹□代
一、壹分五厘 紙壹丈代
一、三分 うるしべんが分
筆代共ニ
ノ貳拾四匁六分

一、納舁米壹舁 利兵衛
一、同 米壹舁 喜兵衛
(以下同文計二三名)
一、同 米五舁 三木氏
一、同 米壹舁 六三良
人数ノ廿五人
米ノ貳斗九舁 はかり切り
代拾貳匁九分五厘 但シ四十五匁がへ
拾壹匁六分五厘
神々様掛銭

地蔵様掛銭
庄屋より入

二口合式拾四匁六分
外ニ
一、式匁三分 わんびつ代也

右之通村中同心ニテ相調へ申候。以上。
世話人 弥兵衛
同 断 清左エ門
寅ノ十一月日

(以下、「御伊勢様掛銭預り」「御氏神様掛銭預り」について、午年より丑年までの記述あり。)

35、新井手堅メ張
(表紙)

文政六年
新井手
堅メ張 村中
未ノ八月日

畑田成願儀説之事
一、開立下迄割合ニ可開事。

一、入用之儀は、水掛り高半分残り惣高割合之事。尤水懸り畑惣割請不申候事。

一、高津原村井手敷惑米之儀は、右水掛り高割合出し申事。尤御免不足畝有之節は、右之田地より出し可申事。

一、村中井手敷は間高指上候上迄は、水懸り田地より差出し可申事。尤左右水宛越し候事。

一、本井手敷地程打切感可申事。尤井手鋪御免之節は被仰付候通之事。

一、万二不仰付節ハ、入用惣高割合候事。

平治郎 ㊦
(以下計二七名連印)

44、村中米払ニ附堅メ帳

(表紙)

文政十年
村中米払ニ附堅メ帳
亥ノ八月日

一、御蔵米払之時、万一欠仕候ハ、俵主より四斗出シ、残ル欠米秋中出来他所附共ニ割合ニ而相立可遣事。

一、はね米有之時、其日之払ニ難相成、老人ニ而御座候時は、添人老人残シ置人江は宿代程、帰ル人数より出し右添人江遣し、相談可仕事。

尤はね米主はたし米宿代は不及申、俵主より相知可申事。随分念入仕

儀定之事

一、植松伐り荒し候者を見付候者は、庄屋所ニ相届ケ可申事。盗人より直ニ三舁取立、并ニ枝等落し候たきも村方より取集メ仕、右二品共ニ見付候者江遣し可申事。

一、他所村も同様之事。たとゑ植松場所より不見付、外ニ荷ない出し候而も、追懸ケ見逃メ可申事。さすれば我等は釜口山又は三谷山ニ而貫候杯と断ケ間敷儀申立候者も有之品も御座候ニ付、左様ニ候得は、どこ之何右衛門ニ貫候哉と委敷相尋、其誤ケ具ニ庄屋所へ相届可申事。然ル上ハ、其村々之名前の方へ懸ケ渡り可致事。

一、斧なた伐りハ六舁取立可申事。

一、古林も右同様之事。若見通し致し候者もの有之、後日相知候ハ、盗人同様ニ可致事。

右之儀定書違背申もの有之候ハ、御山奉行様江御達し可致候様被仰付候事。

一、荒々稠敷被仰渡候博突之儀致し候者も有之、并ニ野荒し致スもの度々有之様相聞候ニ付、当年より格別之締り合左之通連判取揃へ置候上ハ、夫々見逃メ可致事。併見付候而は人命ニも懸候事と存、其儘見通し致し候ハ、色品何々何右エ門と言事印置可申、依之年々二月三月九月十一月十二月右六ヶ月之間、月ニ壹度宛ニ寄合、村中老人も残無之、何兵衛ハ博突仕、又ハ宿仕、盗人は何エ門、山盗人又は稲盜其外色品何々とこよりと言事書札入之事。若材手ニ而得印不致人ハ夫々之組頭ニ書貴可申事。若村方より多ク之人々江差図請候者ハ、村はね之事。然ル時其人共より決而左様之筋無之杯と至言申出し候ハ、直ニ御達し可申上候事。

一、先達而より被仰渡候通り、組合之内心得違之者有之候ハ、老年ぎ

立繩浅俵名札紛敷無之様可仕事。

一、御給人様米払之節、万一欠仕候時、三合迄は其日出来人別より相知可申、三合より余は俵主より相知可申、但はね俵有之節は、種米願御聞届被遣候上、込米俵主より可相知事。

一、舟小荷拾三ノめと相定、其余は不相成事。

一、舟ニ而あかぬれ又は途中ニ雨ふりぬれ候時は、其日之人数より相弁可申事。

一、米払人数いとニ出候おそく者は残置、舟は出し可申、急キ追付可申事。尤舟のり出し候而、はせ荷堅ク不相成事。

庄屋年寄
年行司
亥八月日

平次郎 ㊦
(以下計三〇名連印)

47、山手村諸締合堅帳

(表紙)

天保三年
山手村諸締り合堅帳
辰正月日

一、組替へ可申事。然ル上ハ、三年組替相重り候ハ、御召捕被仰付候間、随分御用心可致事。

- 平次郎 ㊦
- 徳左エ門 ㊦
- 六三郎 ㊦
- 重四郎 ㊦
- 小左エ門 ㊦
- 作三郎 ㊦
- 甚藏 ㊦
- 七左衛門 ㊦
- 安五郎 ㊦
- 喜左エ門 ㊦
- 忠八 ㊦
- 重左エ門 ㊦
- 新七 ㊦
- 金左声門 ㊦
- 利左エ門 ㊦
- 喜平 ㊦
- 弥七郎 ㊦
- 善左エ門 ㊦
- 佐助 ㊦
- 権左エ門 ㊦
- 幸四郎 与兵衛 ㊦
- 弥右エ門 ㊦
- 弥平 ㊦

48、山手村締合堅メ帳

銀右工門
新助
五平
三木氏

嘉永五年
山手村締合堅メ帳
子五月日

- 一、博奕之事、并宿仕事。
 - 一、野荒し之事。
 - 一、稲盗人之事。
- 右之次第仕ル者も有之候得は、村刎之事。村中惣寄合之上ニ、儀定仕候ニ付、若見通致し候者も同様村刎之事。
- 一、子供ハ十三才迄ハ其親ニ付すへし、十四歳より右同様之事。

平七
(以下計二九名連印)

- 一、村惣日待、寺院山伏神主布施物は、是迄之通りニして、大勢酒食相用候儀は不仕、但し正五九月之分正月一度仕候。
- 一、宮籠堂籠り年内一度ニ限り御神酒外丈ケ三文五軒別ニ出合せ心任セ仕候。
- 一、神講、年内数度有之候得とも、以後正五九月右三ヶ月迄度宛取極メ、尤御神酒之外酒不相用、休日之内ニ仕候。
- 一、地井手拵江堰入、若堰作場道造り山道造り之酒相止メ之事。
- 一、死亡之者有之節、酒相用候得は、猥ケ間敷儀有之ニ付、酒出し不申、尤世話致し候ものへハ取斗ひ致し、少々酒出し可申様、近村梅合并香典之儀は是迄之通り心任セ、尤酒出し不申候。
- 一、年賀仏事之節、忌懸り之外客致ス間敷、尤、親類たりとも膳部成丈ケ、縁約仕候。
- 一、悪遊其外御法相背キ候もの、村方組内外シ、其段御郡役様江相訴可申候。尤、右等悪遊仕候を、両隣之者見通し候得は、不埒ニ付、身元相応過料被、仰付候様、以後友吟味可仕候。
- 一、村方談合之儀有之候共、庄屋年寄之外江寄合仕り申間敷候。
- 一、御法度之着類相用候もの毛頭無御座候。素り御限月無相違売可申候。
- 一、休日年内五十日ニして
- 正月元日二日三日七日十五日
- 右之外老日庄屋より相触為休可申事。
- 二月朔日十五日社日
- 右之外一日右同断。
- 三月三日十五日
- 右之外二三日庄屋より相触為休セ可申事。

79、八上郡山手村締合書上帳

安政二年
八上郡山手村締合書上帳
卯 八月

- 一、当年御改正被、仰出、御郡役様御廻在御論被仰聞、村方人別夫々会得任り、左之ケ條之通り^{（儀定書）}儀定書キ差上申候。
- 一、当春被、仰出候通、地井手之儀、端々之小井手たり共、定寸ニ拵へ可申事。
- 一、五節句餅取遣り仕間敷候。
- 但し、寺社医師等江は、餅之代り壹封敷又五穀野菜之類輕キ品志次第遣し申度候。
- 一、歳玉歳暮初節句、親父兄弟從弟迄は輕キ品相用、尤名子之ものハ有合之野菜之類相送り候様、其余從弟末之縁中は一切取遣し仕り間敷候。
- 一、嫁取り智取之節、料理向一汁二菜酒之肴一種并縁中之祝酒外。
- 右之節并名弘メ樽入之儀、家ニ寄軒別樽若者樽有之、老人ニ付壹分宛に出合せ樽代送り、右樽弘メ酒肴馳走振り之儀相止メ、軒別樽之儀、酒外庄屋へ送り、若もの樽之儀若もの頭へ酒外送送り候様仕候。
- 一、諸仏神代參之もの、下向之砌り幾人ニ、而も組合セ、老軒ニ付御札壹枚宛て送り、酒迎老軒より五文宛取集メ、右下向之もの江送候様仕候。

- 四月朔日十五日
- 右之外二三日右同断。
- 五月五日十五日外ニしろみて一日
- 右之外二三日右同断。
- 六月朔日十五日
- 右之外二三日右同断。
- 七月七日十四日十五日
- 右之外二三日右同断。
- 八月朔日十五日社日
- 右之外二老日右同断。
- 九月九日十七日外ニ氏祭り一日
- 右之外二老日右同断。
- 十月亥猪
- 右之外二老日右同断。
- 十一月二日庄屋より相触為休可申事。
- 十二月老日右同断。
- 但し五月植付秋蒔揚之換合之儀も可有御座事。
- 右之通、月々相休ミ、翌月ニ至り休日日限書付ニして御改正方様迄御達可仕事。
- 右は、御改正之御趣意御教諭被為遣、村方締合仕、帳面差上申、然ル上は組内之儀は組頭より急度御請合申上候。若右之ケ條相背キ候者ハ、夫々御達し申上候。品ニ寄身元相応之過料被為仰付候様、堅儀定仕候。猶又高懸り之儀、別、心ヲ付、減少可仕候。為其村役人印形取揃差上申候。以上。

山手村組頭 山之丞 ㊦
 同 弥右衛門 ㊦
 同 善次郎 ㊦
 同 六兵衛 ㊦
 組頭年行司 佐平次 ㊦
 年寄 宇兵衛 ㊦
 庄屋 豊三郎 ㊦

安政二年 卯八月
 三木安次郎 様
 安藤仁兵衛 様
 谷本治右衛門様

80、八上郡山手村田畑宛口米帳

(表紙)
 安政二年
 (巻「村控」)
 八上郡山手村田畑宛口米帳
 大庄屋 安藤仁兵衛構
 卯十一月

(表紙裏)
 当村宛口米帳再調之儀、私引請重々入念相認メ候ニ付、相違無御座候。以上。

御改正方下見廻り役
 伝十郎

廿字中土居豊三郎分
 十七 一、屋敷宛口米壹斗三升 (朱「壹」 作人直助
 十七字符各自分所持
 老内 一、田物成米九斗六升三合 (朱「式」 堤下
 (中略)
 廿字中土居山之丞分
 十四内 一、屋敷宛口米壹斗六升壹合 作人喜左衛門
 十四字ちくの谷口自分所持
 老内 一、田物成米四斗九升八合 金次郎分
 (中略)
 (惣作分)
 (以下、人別に計三三名)

二下下森谷
 朱三三 一、田物成米八斗四升八合 山田
 三三 内物成米壹斗三升六合 作人六兵衛
 同 式斗四升五合 同 宇兵衛
 当村源七今在家村与左工門同村源右工門同村伊平
 今在家村多三郎同村和吉郎同村助右工門同村佐左工門八人分

宛口米壹升 作人新兵衛
 物成米壹斗七升三合 同 豊三郎

104、山手村締合堅帳

(表紙)
 安政七年
 山手村締合堅帳
 申二月

儀定書之事
 一、野荒しは村別、組内ハ惣持いたス事。
 一、内林盗人のこ伐り式斗
 よき伐りも同断
 鎌伐り壹斗
 草も同断
 見廻し致し候ものも同断
 代米相場其時直段ニ而相渡申候。再々古木枝打も同様之事。
 一、博奕致し候ものハ、其組内組子より小頭江訴出る事。
 右ハ村中惣寄合之上、堅メ置。

喜十郎
 (以下計二四名)
 小頭 吉次郎
 同 弥右工門
 同 幸左工門
 同 卯兵衛
 同 藤右衛門
 組頭 佐平次

安政二年卯十一月

三木安次郎 様
 安藤仁兵衛 様
 谷本治右衛門様

右之通宛口米入念取調相認候段、相違無御座候。以上。
 (以下、同様記載、計七件)

八上郡山手村

年行司 佐平次
 年寄 宇兵衛
 庄屋 豊三郎

物成米四斗四合 作人新兵衛

津村分
 宛口米貳合 同 同人

豊三郎善二郎喜平次 五人分 作人米岡村
 喜左工門次三郎二口 松右工門後家
 同 壹斗

右此分米岡村より書出し申候間、乍恐此處ニ印形不仕差上申候

内ノ七斗壹升

安政二年卯十一月

三木安次郎 様
 安藤仁兵衛 様
 谷本治右衛門様

(表紙)

文久二年
山手村締合儀定書上ヶ帳
戊 三月 ひかへ

村儀定之覚

- 一、博奕打并ニ宿仕候者、村刎之事。
但し当人過料百目取立之事。
素より組内刎ニ仕候事。
 - 一、万作物野荒し致し候者、其段直ニ御達し申上、村惣事相除之事。
 - 一、内林盜推致し候もの左之通り。
 - 一、のこ并ニよき推過料米式斗。
 - 一、鎌こり草薙過料米式斗。
 - 一、あせ草薙番薙過料銀札三匁宛々取立之事。
 - 一、若者共野財類理不尽致し候もの有之ハ、若者刎之事。
- 右之通、此度別 締合相立、堅相守、為其人別印形取如件。

戊三月

小頭 善次郎 ①
組内 新次郎 ②
惣左エ門 ③
佐 平 ④
栄 助 ⑤

(以下、79とほぼ同文に付き、略す。ただし、79の「諸仏神代参……」の項を欠く。)

右之通、御改正之御趣意御教諭被為遣、村方締合縁約仕、帳面差上申候。然ル上は組内之儀小頭より急度御請合申上候。若右之ヶ條相背キ候者ハ、夫々御達し申上候。品ニ寄身許相応之過料被為 仰付候様堅儀定仕候。猶又、高懸リ之儀は、別 心ヲ付、減少可仕候。為其村役人印形取揃 儀定書差上申候。以上。

明治二年

巳十月

山手村小頭 秋治郎 ①
同 善次郎 ②
同 又 平 ③
庄屋 喜平次 ④

岸本専治郎 殿

右之通り相違無御座候。以上。

善兵衛 ①
(以下計五組)

小頭 善次郎 ①
同 弥右衛門 ②
同 又兵衛 ③
同 藤右エ門 ④
組頭 市郎兵衛 ⑤
庄屋 佐平次 ⑥

磯野仙助 様

117、八上郡山手村締合儀定書上帳

(表紙)

明治二年
八上郡山手村締合儀定書上帳
巳十月

- 一、安政年中御改正被 仰出候処、猶又当年格別之締合御改正被 仰出、御郡役様御廻在御論し被 仰聞、村方人別奉畏夫々會得仕、左之ヶ條之通、縁約締合仕候段、儀定書差上申候。
- 一、五節句餅取遣り仕間敷候。

但し寺社醫師等江は餅之代り志封敷又は五穀野菜之類輕キ品、志次第相用申候。

あとがき

「旧河原町山手区有文書」の目録作製に当たっては、文書の点数が比較的少なく、かつほとんどが土地・貢租関係の文書であることから、内容別の分類を行わず、一括してほぼ年代順に配列することにした。ただし、年代の異なる文書が合冊されている場合は、その状態を尊重して合冊は解かなかった。

本資料の整理および本報告書の執筆は、学芸課人文係学芸員坂本敬司が行った。

なお、山手区有文書の内、明治五年以降の近代文書は、鳥取県立公文書館に寄贈されている。

平成四年度

資料調査報告書 第二十集

—— 旧河原町山手区有文書 ——

平成五年三月三十一日 発行

鳥取県立博物館

鳥取市東町二丁目一―二四

電話 〇八五七―二六―八〇四二